

パブリックコメント制度

むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案) について

【意見募集期間】

令和8年1月8日（木）～2月6日（金）

【お問い合わせ先】

むつ市 健康福祉部 感染症予防課

電話 0175-22-1111（内線 2580）

パブリックコメントにあたって

「むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択を示すものとして、平成27年2月に作成されました。

令和2年1月に我が国で最初の感染者が確認されて以降、感染が拡大した新型コロナウイルス感染症への対応における経験を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」が改定されたことに伴い、市においても「むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定する必要があるため、このたび改定案をまとめました。

本計画改定案に対するご意見を募集します。

【目次】

■むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）の概要	2
■意見の提出方法	5
■パブリックコメント用紙	6

■むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）の概要

1 計画策定の背景と目的

平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が施行され、国においては同年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を、県においては同年11月に「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」を作成しました。市では、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき県が作成した「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」が定める、市町村が市町村行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を踏まえ、平成27年2月に「むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成しました。

令和2年1月に我が国で最初の感染者が確認されて以降、感染が拡大した新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなつた課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が抜本的に改定されました。それに伴い、令和7年4月に「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」が改定されました。

市町村は、都道府県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施する措置の基本的な事項を示す市町村行動計画を作成することになっているため、このたび「むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定案をまとめました。

本計画は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」と同様に、対策の実施に当たり、感染拡大を可能な限り抑制し、生命及び健康を保護すること及び市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるよう取り組むことの2点を主な目的としています。

2 改定のポイント

項目	現計画	計画改定の方向性
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に幅広く対応
発生段階⇒対策段階	(発生段階) 未発生期、海外発生期、国内発生期、国内感染期、小康期	(対策段階) 準備期、初動期、対応期
平時の準備	未発生期の取組として記載	準備期の取組として記載を充実
複数の感染拡大への対応	比較的短期の終息を前提	対策の機動的切替
対策項目	6項目	7項目に拡充
計画の構成	発生段階を基本軸として各対策項目における取組を記載	対策項目を基本軸として各対策段階における取組を記載 全対策項目にまたがる3つの横断的視点を記載

3 計画の構成

〈第1部〉 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画

　第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

　第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

〈第2部〉 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

　第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

　第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

　第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組

〈第3部〉 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション

第3章 まん延防止

第4章 ワクチン

第5章 保健

第6章 物資

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

■意見の提出方法

1 募集期間

令和8年1月8日（木）から2月6日（金）まで

2 宛て先

むつ市健康福祉部感染症予防課

3 提出方法

次ページの「パブリックコメント用紙」により、次のいずれかの方法で提出して下さい。

- (1) 電子メール kansenshoyobo@city.mutsu.lg.jp
- (2) ファックス 0175-22-5044
- (3) 郵送・持参 〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号
むつ市健康福祉部感染症予防課

4 閲覧場所

- (1) むつ市ホームページ
- (2) むつ市本庁舎感染症予防課
- (3) 川内庁舎管理課
- (4) 大畠庁舎管理課
- (5) 脇野沢庁舎総合課管理グループ
- (6) 中央公民館
- (7) むつ市立図書館
- (8) むつ来さまい館
- (9) ミニストップむつ市役所店

- ・電話や来庁による口頭でのご意見は受け付けできません。
- ・お寄せいただいたご意見は、募集期間終了後ご意見に対する考え方とともに、整理した上で速やかに公表します。
- ・個々のご意見には直接回答しませんので、あらかじめご了承下さい。
- ・むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）以外についてのご意見は受け付けできませんのでご了承ください。

パブリックコメント用紙

案 件 名	むつ市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）について
住 所 (団体は団体名と代表者名)	
氏 名 (団体は団体名と代表者名)	
電 話 番 号	
提 出 者 の 区 分 (該当する番号に○をつけて下さい)	1 市内に住所を有する方 2 市内に事務所又は事業所を有する方 3 市内の事務所又は事業所に勤務する方 4 市内の学校に在学する方 5 パブリックコメントの案件に関係のある方

該当ページ	ご意見の内容

* ご意見の内容は公表しますが、住所・氏名・電話番号は公表しません。また、その他目的外の使用はしません。

* ご意見の欄が足りないときには、用紙（様式不問）を追加して下さい。

【提出先・お問合せ先】

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号
 むつ市健康福祉部感染症予防課
 電 話 0175-22-1111（内線2580）
 ファックス 0175-22-5044
 電子メール kansenshoyobo@city.mutsu.lg.jp